

# 建物も あなたと同じ 健康診断

定期点検を  
行いましょう!!

ブロック塀の  
点検も  
忘れずに!



建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減し、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

国土交通省・建築物防災推進協議会

(事務局：一般財団法人日本建築防災協会)



## 1 定期報告制度について

1. 建築の計画から使用、維持保全まで	3
2. 建築基準法に基づく定期報告制度の概要	4
3. 日頃から注意、点検を	
1 特定建築物の定期調査報告	
建築物の定期調査報告を行いましょ	5
2 防火設備の定期検査報告	
防火設備は適切に閉まりますか	6
3 建築設備の定期検査報告	
建築設備はきちんと機能しますか	7
4 昇降機の定期検査報告	
エレベーター、エスカレーターは安全ですか	8

## 2 建築物の安全性

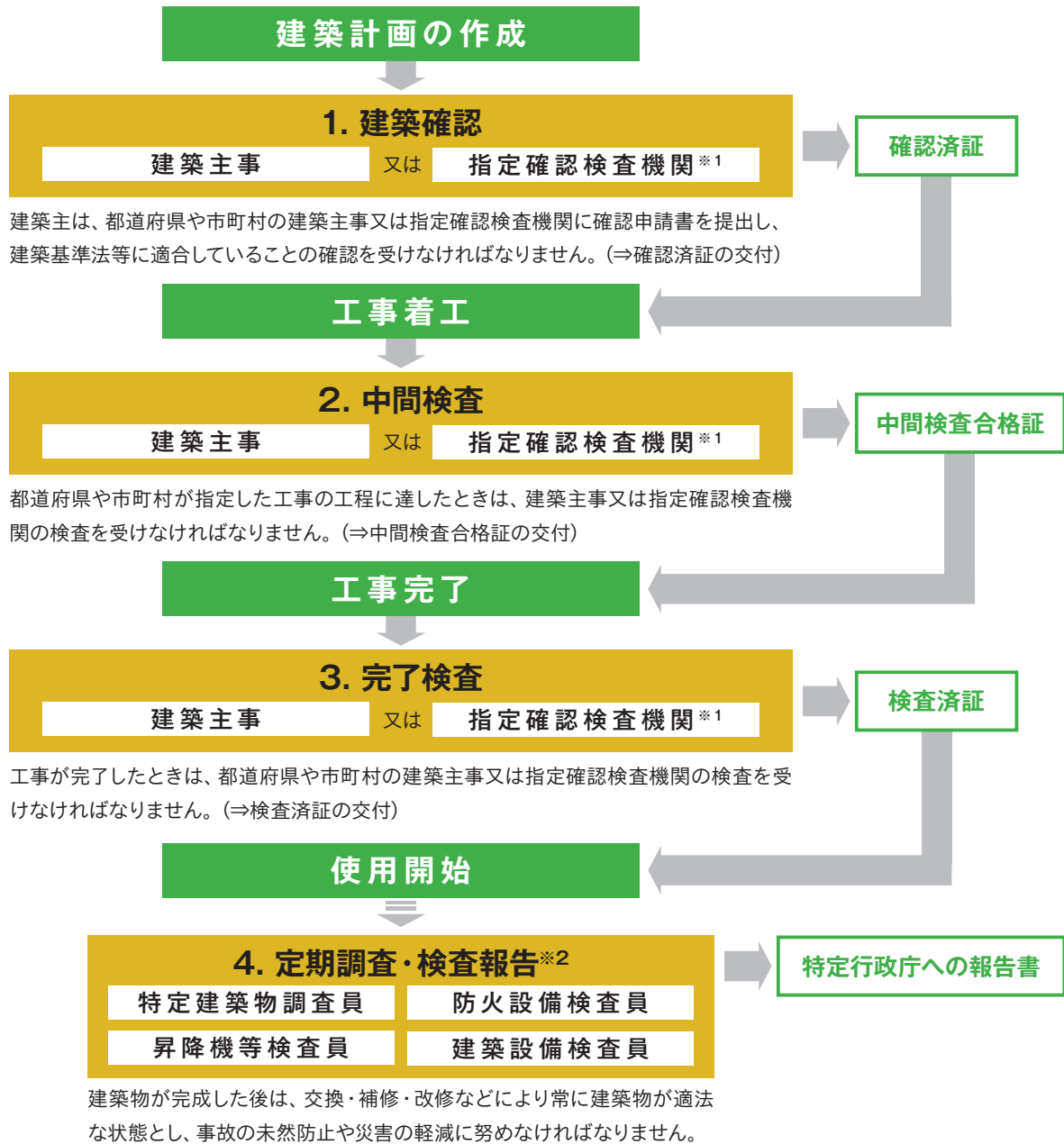
1. 建築物の浸水対策	9
2. 建築物のアスベスト対策	10

## 3 地震に備えて

1. 建築物の耐震改修の促進	11
～改正耐震改修促進法（平成25年11月25日施行）～	
2. 地震に強い住まいづくりのためのお役立ち情報	12
3. こんな制度も利用して	13
4. その他の地震対策	
1 安心なブロック塀等をめざしましょう	14
2 窓ガラスの地震対策	15

# 1. 建築の計画から使用、維持保全まで

建築物を建築し、良好な状態を維持していくためには、次のような手続きが必要です。適切な手続きのもとで、安全な建築物を建て、定期的に調査・検査し、その結果を特定行政庁に報告しましょう。



※1 建築確認・検査を建築主事又は指定確認検査機関のいずれかで受けるかは選択できます。

なお、指定確認検査機関は、業務を行う区域などが指定されています。

※2 国及び特定行政庁が指定した特定建築物、昇降機や昇降機以外の建築設備及び防火設備について定期調査・検査報告が義務づけられます。

建築物の所有者・管理者は、建築物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建築物の所有者などは、建築物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。(建築基準法第8条：維持保全計画の作成)



## 2. 建築基準法に基づく定期報告制度の概要

特定建築物の調査報告、防火設備、建築設備、昇降機等の検査報告は定期的に行いましょう。  
多くの犠牲者を出した建築物事故のほとんどは、定期報告が行われていないなど維持管理が不適切でした。  
維持保全を適切に行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。

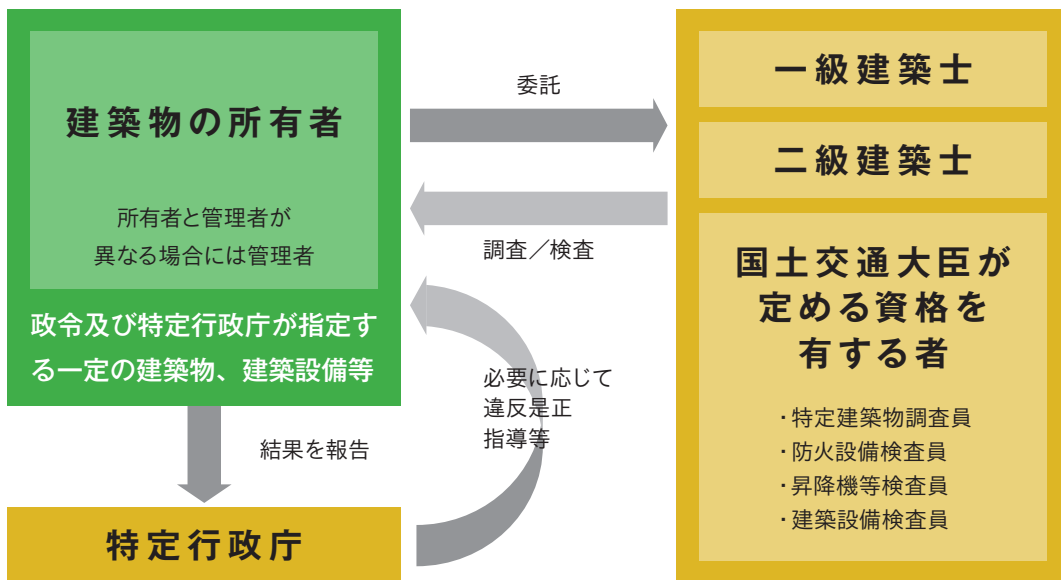
建築物の所有者・管理者・占有者はその建築物の敷地、構造、防火設備、建築設備及び昇降機等を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に就寝を伴う建築物や多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。

このため、高齢者・障害者等が就寝する建築物や不特定多数の者が利用する建築物など、政令及び特定行政庁が指定する一定の建築物及び建築設備等が定期報告の対象となります。（平成30年度の建築基準法改正に伴い、定期報告対象建築物の見直しが行われています。）

これらの建築物等については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務づけています（建築基準法第12条第1項及び第3項）。

また、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります（建築基準法第101条第1項及び第2項）。

多数の人々が利用する建築物のうち、政令および特定行政庁が指定した特定建築物、建築設備等は、定期的にその状況を有資格者に調査・検査させて、その結果を決められた報告様式により特定行政庁に報告することが義務づけられています。  
(建築基準法第12条：定期調査・検査報告)  
(建築基準法施行規則第5条：建築物の定期報告、第6条：建築設備等の定期報告)



宅地建物取引業法改正により、売買・交換時の重要説明で「定期調査報告書」の保存の有無を示すことが義務づけられました。

定期調査報告の対象の住宅等について、定期調査報告に関する書類の保存の状況を示すことが義務づけられました。

また、取引対象物件自体は定期調査報告の対象ではなくても、昇降機等の建築設備について定期検査報告の対象となっている場合には、その書類の保存の状況についても示す必要があります。

(宅地建物取引業法施行規則第16条の2の3第5号関係)

重要事項説明書（第四面）		
7 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき）		
	保存の状況	
確認の申請書及び添付図書並びに確認済証（新築時のもの）	有	無
検査済証（新築時のもの）	有	無
既存住宅性能評価を受けた住宅である場合		
既存住宅性能評価書	有	無
建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である場合		
定期調査報告書	有	無



### 3. 日頃から注意、点検を

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。建築物の適正な維持保全は、省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

#### 1 特定建築物の定期調査報告

##### 建築物の定期調査報告を行いましょ

国及び特定行政庁が定めた建築物（特定建築物）の所有者・管理者は、敷地・構造等の状況を特定建築物調査員等に調査させ、特定行政庁に報告する義務があります。建築物の安全のため、定期調査報告を行いましょ。

##### 定期調査の対象範囲

1	敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、塀、擁壁
2	建築物の外部	基礎、土台、外壁
3	屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
4	建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、警報設備、採光、換気、アスベスト
5	避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
6	その他	避雷設備、煙突、その他



特定建築物 定期調査報告マーク

##### 建築物の外壁は安全ですか

外壁は、年数が経過すると老朽化し、そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生します。日頃からの点検などにより、外壁に異常が認められた時は、特定建築物調査員、又は建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょ。



## 2 防火設備の定期検査報告

### 防火設備は適切に閉まりますか

火が発生したときに、防火扉や防火シャッターの作動不良及び防火設備の周辺部に放置された物品等により扉等が適切に閉まらない場合、火災による被害を大きくする原因となります。防火設備は、火災による火や煙の被害を最小限に食い止めるとともに安全な避難を確保するための重要な設備です。

防火設備の定期検査の時期が来たら、防火設備検査員に相談しましょう。

#### 定期検査の対象範囲

1	防火扉
2	防火シャッター
3	耐火クロススクリーン
4	ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

※定期検査の対象は、火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備です。



防火設備 定期検査報告マーク



### 3 建築設備の定期検査報告

#### 建築設備はきちんと機能しますか

換気設備や給排水設備に係る事故を防ぐとともに、排煙設備、非常用の照明装置が、地震・火災等の非常時に適確に機能するために、これらの日常点検や定期検査を実施することが大切です。建築設備に異常が認められた時は、建築設備検査員、又は建築設備診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょう。

定期検査の時期が来たら、建築設備検査員等に検査させましょう。

#### 定期検査の対象範囲

1	換気設備
2	排煙設備
3	非常用の照明装置
4	給水設備及び排水設備

※定期検査の対象は、特定行政庁が指定している建築設備となります。



建築設備 定期検査報告マーク



## 4 昇降機の定期検査報告

### エレベーター、エスカレーターは安全ですか

昇降機の日常の維持管理を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事態や重大事故が発生する恐れがあります。日常の点検と定期検査を実施することが大切です。定期検査の時期がきたら、昇降機等検査員等に検査させましょう。



昇降機等 定期検査報告マーク

### エレベーター等の安全性を維持するために

昇降機（エレベーターやエスカレーター）の安全性を維持するためには、所有者・管理者、保守点検業者及び製造業者がそれぞれの役割を認識した上で、適切な維持管理を行うことが必要です。

国土交通省では、「昇降機の適切な維持管理に関する指

針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定し、公表していますので、ご活用ください。

国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000607.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000607.html)



### エレベーター安全装置設置済マーク（安全マーク）表示制度

建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の普及促進、並びにこれらの安全装置が設置済であるこ

とを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性確保を目指しています。

詳細は、一般社団法人建築性能基準推進協会へお問い合わせください。

（ホームページ <http://www.seinokyo.jp>）



#### 戸開走行保護装置設置済マーク

戸開走行保護装置とは、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制し、人の挟まれることを防止する装置です。



#### 地震時管制運転装置設置済マーク

地震時管制運転装置とは、地震発生初期の微振動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止する装置です。



# 1. 建築物の浸水対策

## 豪雨の時には地下室は危険です ～地下室のある建築物をお持ちの方・ご利用の方～

浸水の危険があるときは早めに避難し、地下室に入らないようにしましょう



**洪水時には、必要な情報をいち早く知り、避難することが大切です。**

- 市町村が作成する、浸水についてのハザードマップをよく見て、日頃から気をつけましょう。

ハザードマップ作成状況：国土交通省HP：  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/>



出典：荒川区ホームページ

## 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン ～浸水対策をご検討ください～

国土交通省・経済産業省では、令和元年10月の台風第19号による内水氾濫による被害を受け、建築物の電気設備の浸水対策の充実を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を取りまとめました。詳しくはHPをご覧ください。



## 2. 建築物のアスベスト対策

建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されています。しかし、過去に建てられた建築物では、吹付け材にアスベストが含まれているものがあり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するお

それがあります。

露出した吹付けがされている建築物については、分析調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。

### 建築物における吹付けアスベスト等の使用例

#### ●吹付けアスベストとは？

アスベストにセメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



#### ●アスベスト含有吹付けロックウールとは？

工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメント等の結合材を重量で30～40%混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。



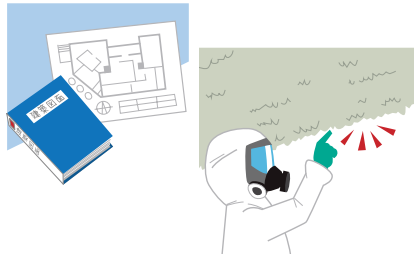
吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールは平成18年に使用が全面禁止されました。現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは全面的に禁止されています。平成18年以前に建てられた建築物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含まれているおそれがあるといわれています。

### まずはアスベストの含有の有無を調査しましょう！

国土交通省、厚生労働省及び環境省において、平成30年10月に、建築物における石綿含有建材について公正に専門的な調査を行うことができる「建築物石綿含有建材調査者」の制度化がなされました。次の①②などの場面で、同調査者を積極的に活用しましょう。

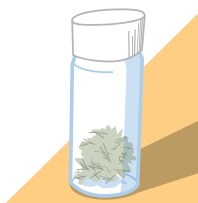
#### ①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、「図面・資料による確認」「目視」等により調査します。



#### ②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。



#### ③成分分析

分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。



### アスベストの飛散防止のための工事を行いましょ！

#### ① 除去工法

吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建築物を安全にする工法です。



#### ② 封じ込め工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。除去工法より安価ですが、建築物の取壊し時には、除去工法が必要になります。



#### ③ 囲い込み工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま板状材料等で覆うことで、飛散や損傷の防止等を行う工法。除去工法より安価ですが、建築物の取壊し時には、除去工法が必要になります。



### 補助制度

地方公共団体によっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物のアスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用や吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用について補助する制度があります。くわしくは、地方公共団体へご相談ください。

# 1. 建築物の耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）は地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年12月に施行後、平成18年に改正され、国の基本方針の策定、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定、建築物の所有者等に対する指導の強化などが図られてきました。

さらに、平成25年の改正では、建築物の地震に対する安全性の向

上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための規制を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が講じられました。

また、平成31年1月1日に耐震改修促進法施行令が改正され、耐震診断の義務付け対象に避難路沿道のブロック塀等が追加されました。

## 法のポイント

### I. 建築物の耐震化促進のための規制措置

#### ①不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断及び結果の報告の義務付け

不特定かつ多数の者が利用する建築物や避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物、一定量以上の危険物を扱う建築物で旧耐震基準によるもの（要緊急安全確認大規模建築物）は耐震診断を行い、平成27年12月31日までに結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされています。

#### ②緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物のうち、一定規模以上の建築物及びブロック塀等で旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされています。

#### ③都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

大規模な地震が発生した場合において公益上必要となる建築物（防災拠点建築物）で旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされています。

#### ④耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物

マンションを含む住宅や小規模建築物等の耐震関係規定に適合しない全ての建築物についても、「耐震診断」及び必要に応じた「耐震改修」を行うことが努力義務とされています。

### II. 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

#### ①耐震改修計画の認定制度

耐震改修計画の認定により、既存不適格建築物の制限の緩和、耐火建築物に係る制限の緩和、容積率、建ぺい率の特例、建築確認の特例を受けることができます。

#### ②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度

所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の各3/4以上から各1/2超に緩和されています。

#### ③建築物の地震に対する安全性に係る認定制度

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が設けられています。

## 建築物の耐震性に係る表示制度について 「基準適合認定建築物」マーク

### 制度の概要

平成25年11月25日の耐震改修促進法の改正により、全ての建築物の所有者は、所有する建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合していることについて認定を受けることができます。

所管行政庁により、地震に対する安全性が確保されていることの認定を受けた建築物の所有者は、所有する建築物に「基準適合認定建築物」マークを表示したり、ホームページや広告等に認定を受けていることを表示することができます。

もし、基準適合認定建築物が基準に適合しなくなったと所管行政庁が認めるときには、認定を取り消されることがあります。また、取り消すかどうかの判断に必要な報告徴収・立ち入り検査が行われる場合があります。

※この制度は、昭和56年6月以降の新耐震基準により建てられた建築物も含め全ての建築物が対象です。

※以前の「耐震診断/耐震改修済建築物」のプレートも引き続き表示できます。



## 2. 地震に強い住まいづくりのためのお役立ち情報

木造住宅の耐震診断・耐震改修を進めるため、一般の住宅の所有者・居住者向けの各種ツールを公開しており、耐震性能の理解・耐震知識の習得ができるように作られています。是非、これらのツールをご活用ください。

### お住まいの家の耐震性を確認してみましょう！

木造住宅の所有者等が、自ら診断し、ご自宅の耐震性能の理解・耐震知識の習得ができるように作られています。スマートフォンとリーフレットでお試しいただけます。

#### ● WEBコンテンツ「誰でもできるわが家の耐震診断」



#### ● 小冊子「おしえて！地震に強い住まいづくり」

耐震診断・耐震改修に踏み出せず感じている不安を払拭するための答えが、Q&A形式のマンガで読みやすくなっています。



#### ● リーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/daredemoleaf/>

勉強用のツールを作りましたので、自ら調べられる方へ、また、講習会等でご活用ください。

#### ● WEBコンテンツ

##### 「地震に強い住まいづくりのためのお役立ち情報」

耐震診断・耐震改修に関するお役立ち情報を集めたWEBコンテンツです。このページに掲載している各種ツールを全てみることができます。

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin\\_portal/oyakudachi/](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/oyakudachi/)



#### ● WEBコンテンツ「耐震AI相談室」

耐震診断・耐震改修の基礎知識を、AI「サカモト先生」が教えます。



専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け疑問や不安を感じられている方、その他ご相談のある方はお住まいの市区町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。

## 3. こんな制度も利用して

まずは相談  
してみたい

耐震診断を受けたり、  
地震に強い建築物に  
改修したい

がけ崩れ等の  
危険があるため  
移転・改修をしたい

### ● 相談窓口

地方公共団体などでは、耐震改修相談窓口を開設し、耐震診断・改修に関する相談に応じています。全国の相談窓口を以下の耐震診断・耐震改修のための支援ポータルサイトで公開中です。



(行政)  
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/soudan.html>



(団体)  
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/soudan/jimusyow.html>

### ● 補助制度

地方公共団体によっては、戸建て住宅の耐震改修や、耐震改修促進法に基づく認定を受けた、一定の要件を満たす建築物（マンション、オフィス、病院等）の耐震改修費用を補助する制度があります。この場合、国は地方公共団体に対して費用の一部を補助し、地方公共団体の取り組みを支援します。地方公共団体によっては、住宅などの耐震診断費用や耐震改修費用などを補助する独自の制度を設けている場合がありますので、地方公共団体にご相談ください。

### ● 融資制度・税制

耐震改修工事を行う場合、住宅金融支援機構から長期低利の融資を受けることができます。また、住宅の場合、住宅ローン残高の0.7%を13年間、所得税額と住民税額の一部から税額控除する住宅ローン減税、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%相当額等を所得税額から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際の住宅ローン減税制度等があります。なお、建築物の場合、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合に一定の税制措置を受けられる制度があります。

### ● 補助制度

がけ崩れ、地すべり、津波等による危険があるため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域にある危険住宅の居住者が安全な場所に移転する場合、危険住宅の除去や、引越費用、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）及び改修に要する借入金の利子相当額に対して補助を受けることができます。また、がけ崩れ、地すべり等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地として、都道府県が指定した区域にある建築物の土砂災害対策改修に要する費用に対して補助を受けることができます。



# 4. その他の地震対策

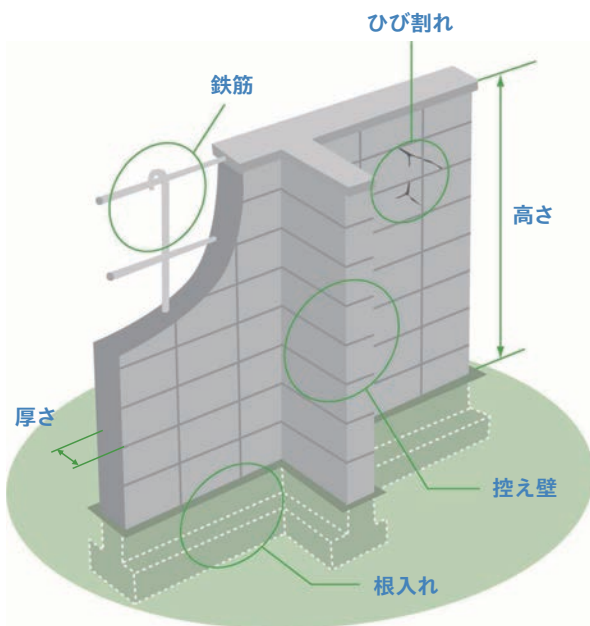
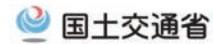
## 1 安心なブロック塀等をめざしましょう

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀や組積造の倒壊によって犠牲者が発生しています。ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心掛けることが大切です。

建築基準法等の規定を満足するブロック塀等は大きな地震

にも耐えることができます。しかし、ブロック塀等は、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃からの点検・診断し、異常が認められたときには、倒壊防止対策や改修を早急に行い、安全な生活空間の構築をめざしましょう。国土交通省からもチェックポイントが示されています。

### ブロック塀等の点検のチェックポイント



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか     5. 塀は健全か
  - ・コンクリートの基礎があるか。
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

## ● チラシ



(一財)日本建築防災協会では、既存のブロック塀等のチェックポイント等をまとめた啓発チラシを作成しました。ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/chirashi/>

ブロック塀等の調査・点検、改修、撤去、撤去後の新設等に係る費用について、地方公共団体によっては支援制度が設けられている場合があります。地方公共団体ごとの支援制度の有無については、下記ホームページをご覧ください。また、支援制度の詳細については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせください。

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/block/>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、平成31年1月1日以降、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の高さ・長さを超える※ブロック塀等について、震耐診断の実施と診断結果の報告を義務付けることが可能となりました。対象となる道路や報告期日等については、お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口へお問い合わせください。

※その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等。(上記長さ及び距離については、一定の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができます。)

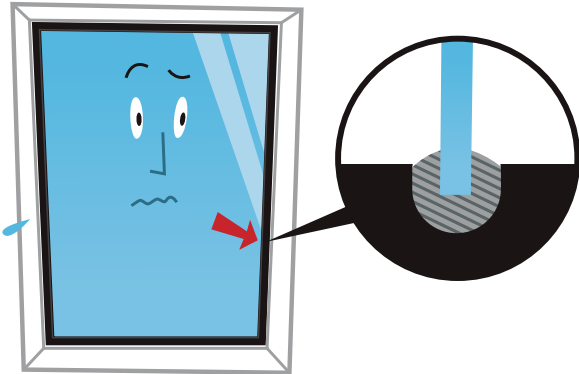


<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/chirashi/>

## 2 窓ガラスの地震対策

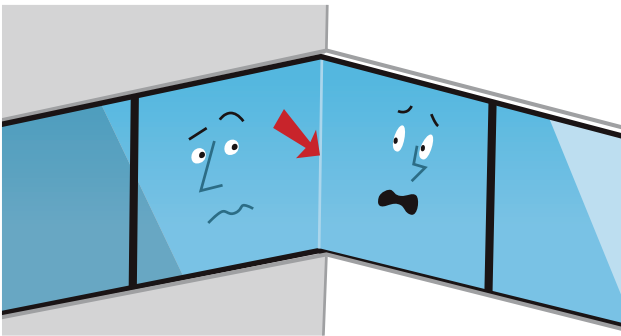
窓ガラスは、福岡県西方沖地震（平成17年）のような中規模の地震でも相当の被害が発生し、鋭い破片は室内に居る人や道路を歩いている人を傷つけます。

### 1 硬化パテ止めのはめ殺し窓



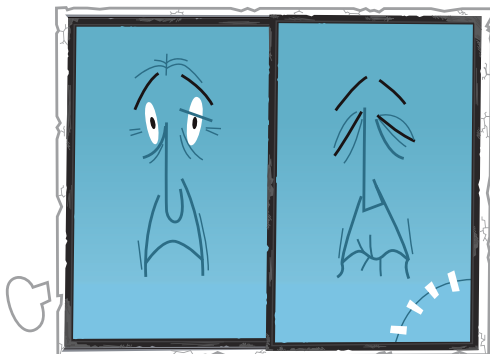
パテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。

### 3 隅部がガラス同士のつき合せになっている窓



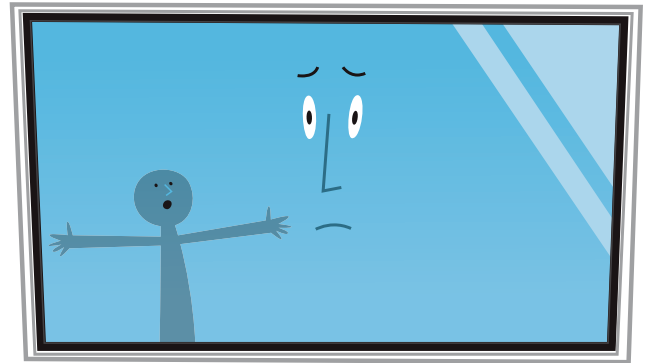
建築物のゆれ、ねじれでガラス同士がぶつかり、割れやすい。

### 5 古くて腐食した木や鉄製のサッシ



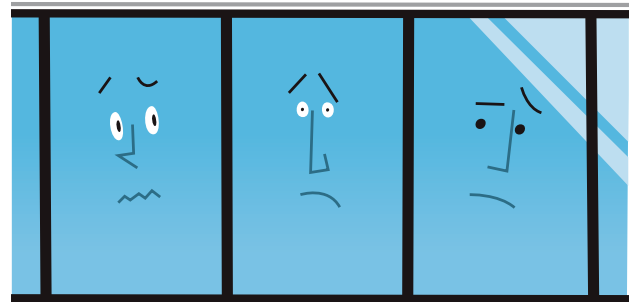
ガラスが外れ落下しやすい。

### 2 大きなガラスのはめ殺し窓



ガラスが大きいほど、割れやすい。

### 4 三連以上の連続した窓



外壁が少なく、建築物がゆれると窓の部分の横ずれが大きく、ガラスが割れやすい。

### 6 腰壁が低い窓



床が滑りやすいときは、家具調度衝突してガラスを割ります。

# 令和4年《建築物防災週間》協力団体等

## 建築物防災推進協議会 中央団体

日本建築行政会議、(一社)日本建設業連合会、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、  
(一財)日本建築設備・昇降機センター、(一財)日本建築センター、(公社)ロングライフビル推進協会、(一財)日本建築防災協会

## 都道府県別 建築物防災週間協力者

### ●北海道

(一財)北海道建築指導センター

### ●岩手県

(一財)岩手県建築住宅センター

### ●宮城県

(一社)東北ブロック昇降機検査協議会

(一財)宮城県建築住宅センター

(一社)宮城県建築士事務所協会

### ●秋田県

(一財)秋田県建築住宅センター

秋田県建設技能組合連合会

### ●福島県

(一財)ふくしま建築住宅センター

### ●茨城県

(一社)北関東ブロック昇降機等検査協議会

(一財)茨城県建築センター

### ●埼玉県

埼玉県電気工事工業組合

(一社)埼玉県建築士事務所協会

(一財)埼玉県建築安全協会

### ●千葉県

(一社)千葉県昇降機等検査協議会

千葉県建築設計関連6団体連絡会

### ●東京都

(一社)日本建築学会

コスモコントロール(株)

(一社)繊維補修補強協会

(一社)文教施設協会

(一社)石膏ボード工業会

日本建築仕上材工業会

硝子繊維協会

ロックウール工業会

(一社)日本シャッター・ドア協会

(株)堀江建築工学研究所

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(一社)東京都昇降機安全協議会

日本耐震天井施工協同組合(JACCA)

(一社)全国建築コンクリートブロック工業会

(公社)日本エクステリア建設業協会

(一社)建築性能基準推進協会

防火材料等関係団体協議会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

### ●神奈川県

(一財)神奈川県建築安全協会

### ●新潟県

(一財)にいがた住宅センター

### ●静岡県

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

NPO法人静岡県建築物安全確保支援協会

### ●山梨県

(公社)山梨県建設技術センター

### ●長野県

(一社)建築防災ながの

### ●愛知県

(一社)中部ブロック昇降機等検査協議会

(一財)愛知県建築住宅センター

### ●三重県

(一社)三重県建築士事務所協会

(一社)三重県建設業協会

### ●大阪府

(一財)大阪建築防災センター

(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

### ●兵庫県

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

### ●奈良県

(一財)なら建築住宅センター

### ●和歌山県

(一財)和歌山県建築住宅防災センター

### ●広島県

(一社)中国四国ブロック昇降機検査協議会

### ●島根県

(一財)島根県建築住宅センター

### ●福岡県

(一財)福岡県建築住宅センター

### ●佐賀県

(公財)佐賀県建設技術支援機構

### ●長崎県

(一社)長崎県建設業協会

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

### ●熊本県

(一財)熊本県建築住宅センター

### ●沖縄県

(一社)沖縄県電気管工事業協会

※(公財):公益財団法人 (公社):公益社団法人 (一財):一般財団法人 (一社):一般社団法人と略記しています

相談窓口 (都道府県の建築担当課にお問い合わせください。)